

## 設計業務委託等技術者単価及び当初契約時点の物価に基づく業務委託料に 変更する特例措置について

京都市交通局では、令和 8 年 3 月から適用する設計業務委託等技術者単価（以下「新技術者単価」という。）が国において決定されたことを受けて、原則として令和 8 年 4 月 1 日に新技術者単価で積算した入札へと移行するとともに、下記の特例措置を実施することとしましたのでお知らせします。

### 記

- 1 特例措置の適用対象は、「令和 8 年 3 月 1 日以降に契約を締結する設計業務委託等のうち、旧技術者単価で予定価格を積算しているもの」とします。
- 2 特例措置の協議の請求は、書面(様式)により行うこととし、令和 8 年 3 月 1 日から協議の請求の受付を開始します。

請求期限は、当該設計業務委託等の契約締結の日から 30 日以内とします。履行期限が年度内の設計業務委託等については、速やかに請求してください。

協議の請求先は、対象の設計業務委託等の担当課とします。
- 3 変更後の業務設計委託料は、次の式により算定します。  
変更後の業務委託料 =  $P_{\text{新}} \times k$   

この式において、 $P_{\text{新}}$ 及び $k$ は、それぞれ次の額を表すものとします。
$P_{\text{新}}$ ：新技術者単価、新労務単価及び当初契約時点の物価により積算された予定価格
$k$ ：当初契約の落札率
- 4 令和 8 年 3 月 31 日までの入札公告の設計業務委託等は、全て旧技術者単価を適用します。

令和 8 年 4 月 1 日以降の入札公告の設計業務委託等は、原則として新技術者単価を適用します。（例外的に旧技術者単価を適用するものは、設計図書及び入札公告にその旨を明記します。）
- 5 業務委託料の変更協議により、変更契約することとなった設計業務委託等については、技術者の適切な賃金水準を確保するため、賃金水準等の引上げを要請します。

令和 年 月 日

(宛先) 京都市交通局長公営企業管理者

住 所  
商号又は名称  
代 表 者 名

## 新技術者単価の運用に係る特例措置に基づく業務委託料の変更について (請求)

下記業務について、業務委託料の変更に係る協議を請求します。

## 記

1 委託業務名

2 履行場所 (対象)

3 業務委託料 金 円

4 契 約 日 令和 年 月 日

5 履 行 期 間 令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで